

旭川市立大町小学校
学校いじめ防止基本方針
すべての子どもが「えがあでいきいき」するために



令和3年4月 改定

【目 次】

はじめに

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
-----------------------------	---

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	
---------------------	--

2 いじめの理解	
----------	--

II 学校が実施するいじめの防止等の取組	4
----------------------	---

1 本校のいじめの実情及び令和元年度の目標	
-----------------------	--

2 児童が主体となった取組の推進	
------------------	--

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置	5
----------------------	---

4 いじめ防止の取組	6
------------	---

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	7
----------------------	---

・いじめ発見・見守りチェックリスト	8
-------------------	---

・主な相談窓口	9
---------	---

6 いじめへの対処	10
-----------	----

7 いじめの解消	11
----------	----

・早期発見・事案対処マニュアル	12
-----------------	----

8 いじめの重大事態への対処	13
----------------	----

9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携	14
-------------------------	----

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処	
---------------------------	--

III 学校いじめ防止プログラム	15
------------------	----

【別紙資料】

<別紙> いじめの発見・観察ポイント（保護者用）	17
--------------------------	----

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、いじめなどの不正行為を許さない集団づくりを進め、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童（生徒）や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ対策防止推進法」（以下「法」とします。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、

いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題であり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め

合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの係わる行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と、保護者の責務等（第9条）が定められています。

保護者の責務としては、保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護すること、学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のように規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和3年度の目標（指標）

令和2年度は、本校ではいじめによる重大事態は発生していません。しかし、本人が嫌な思いをしているという児童があり、学校いじめ対策組織での検討の結果、担任や当該児童と関わりのある教員の指導の結果、解消に至ることができます。いじめの態様としては、仲間はずれ、無視されるといった人間関係によるものでした。そこで、今後も児童の人間関係などの小さな変化を見落とさずにキャッチし、素早い対応をすることが求められます。

また、「いじめはどんなことがっても許されない」「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童はいませんでした。日頃のいじめに関する指導の中で、「いじめは絶対に許されない」「いじめを起こさせない集団にしよう」との呼び掛けが児童に浸透していると思われます。

これらのことから、令和3年度の目標としては、①いじめを許さない集団づくり、②全教職員でアンテナを張り巡らせ、児童の細かな変化も読み取る、③学校をあげて、「いじめゼロ」に近づけることとします。

いじめの対応については、情報を共有化するとともに、担任に任せることなく、複数教員で対応すること。12月の学校評価だけではなく、月例の職員会議でも取り上げ、取組の見直しと、柔軟な対応をするものとします。

2 児童が主体となった取組の推進

本校では、「いじめ防止」につながるための各種取組を行っています。

① 縦割り班活動

学級ごとに清掃などの活動をする他、1年生から6年生までを縦割りにした6つの班をつくり、活動しています。縦割り班では、6年生を中心に上級生が下級生をやさしくサポートしたり、基本的な学校きまりなどを教えています。ここでは、ピア・サポートの役割も果たしています。具体的な活動としては、

- ア 毎週火曜日を「縦割り班清掃の日」とし、いつもとは違う掃除区域を違うメンバーで掃除します。
- イ 縦割り班ランチを実施し、給食のないお弁当の日に、縦割り班ごとに楽しい会話をしながらお弁当を食べます。
- ウ 児童会主催の「たんぽぽ集会」（夏冬2回）、保育委員会主催の「全校遊び」、6年生主催の「全校遊び」を実施して、スポーツをしながら異学年交流をし、人間性を高めています。

② 児童会によるいじめ防止キャンペーン

児童会が中心となって、全校児童からいじめ防止のスローガンを募集して、制定しています。令和3年は、

「みんなが友達を大切にして 大町小学校からいじめをなくそう」

です。集会で発表され、スローガンは廊下や教室に掲示され、全校児童に徹底されています。

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

本校は、いじめの問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置します。

(1) 組織の役割

① 未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

② 早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

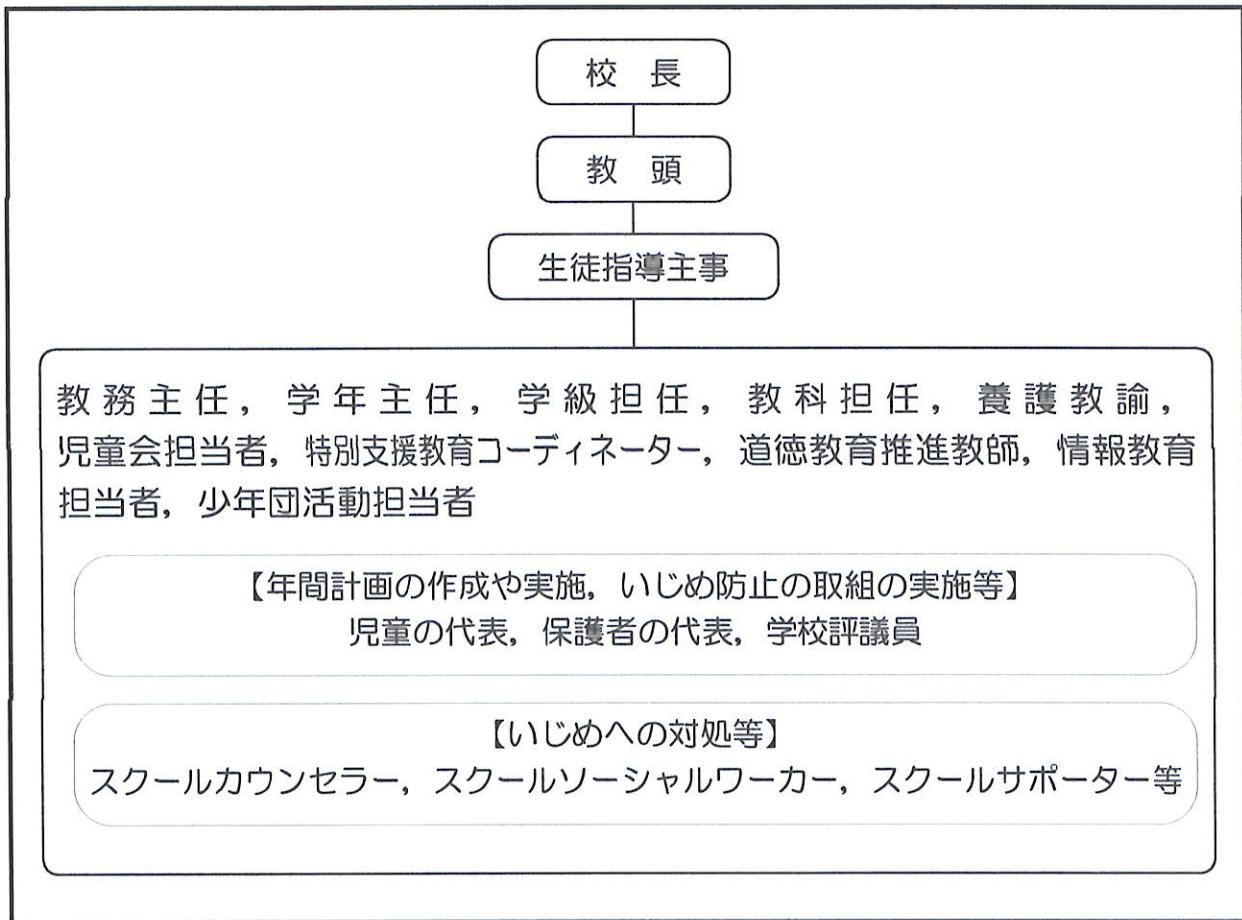
③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

(2) いじめ対策組織



4 いじめ防止の取組

(1) いじめの防止のための措置

① いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童会が主体となって児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- ウ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認

め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

④ 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ① 日常の観察やふれあい活動、年2回の「いじめ調査」、生活リズムチェックシートの活用、ふれあい週間の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ② 児童及び保護者に保健室（養護教諭）やスクールカウンセラー（安田臨床心理士）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 氏名

大町小学校 いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の児童の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぽつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を囲むように児童が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れたり、不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込みます、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

月～金 8:30~17:15

◆少年相談110番（北海道警察本部）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月～金 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月～金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月～金 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーの先生への相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立大町小学校

TEL 51-1408

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込みず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ) いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。
- ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

② いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ア) いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ) いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

③ いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ア) いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあつたことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ) いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

7 いじめの解消

(いじめの解消

① いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ア) いじめを受けた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- イ) いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

② 観察の継続

ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童（生徒）や保護者
- 周囲の児童や保護者
- 学級担任
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- 児童アンケート調査やふれあい週間
- スクールカウンセラー（SC）
- 学校以外の関係機関や地域住民
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- ①事実関係の把握
- ②いじめ認知の判断
- ③対応チームの編成及び役割分担
- ④指導方針や指導方法の決定
- ⑤全教職員による共通理解
- ⑥SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<ul style="list-style-type: none">□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。□いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<ul style="list-style-type: none">□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。□不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<ul style="list-style-type: none">□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることが大切さに気付かせる。□自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<ul style="list-style-type: none">□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。□今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<ul style="list-style-type: none">□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。□保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<ul style="list-style-type: none">□当該児童(及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断



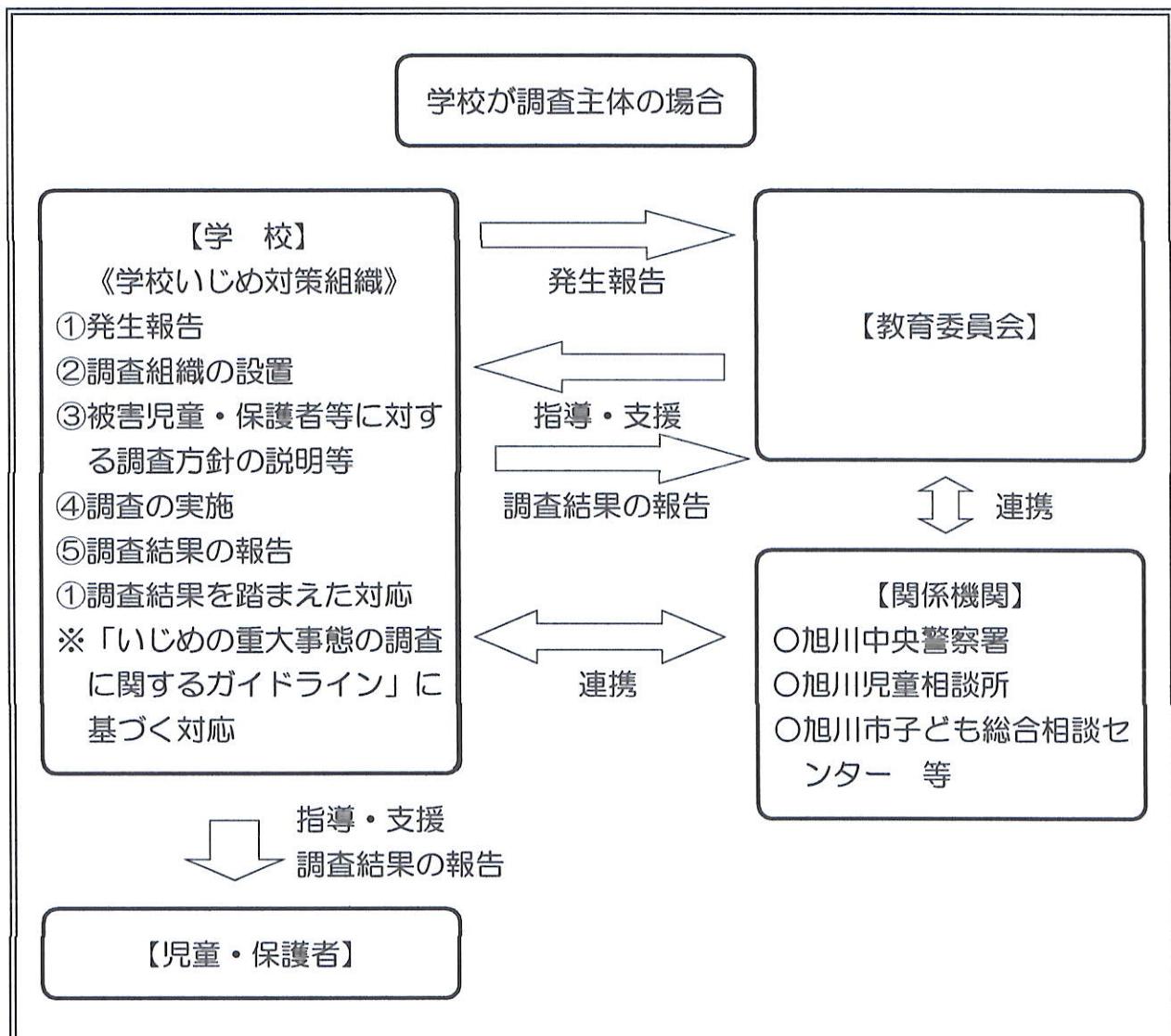
【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 原因の詳細な分析<ul style="list-style-type: none">□事実の整理、指導方針の再確認□スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用<input type="radio"/> 学校体制の改善・充実<ul style="list-style-type: none">□生徒指導体制の点検・改善□教育相談体制の強化□児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 教育内容及び指導方法の改善・充実<ul style="list-style-type: none">□児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実□道徳の時間の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 家庭、地域との連携強化<ul style="list-style-type: none">□教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開□学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価□児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
--	---	--

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- ② 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- ③ 重大事態に至る要因となつたいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- ④ 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ① 学校いじめ防止基本法に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努力します。
- ② いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対処します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- ① 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- ② 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- ③ 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

第3章学校いじめ防止プログラム

※別添のエクセルファイルを使用してください。

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階　いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたることが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとしている。
- いたずら電話がよくかかる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を済ます。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階　学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

【資料①】学校いじめ防止プログラム

□ は、未然防止の取組

□ は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・学校いじめ防止基本方針の学 校ホームページでの公開 ・児童(生徒)、保護者への説明 内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・生徒指導事例研修の内容の検 討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運 営 ・いじめ・非行防止強調月間の 取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・アンケートの算計、分析 ・「まつと等」各種調査の実施方 法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・「まつと等」各種調査の実施方 法の確認 ・前期の取組についての点 検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間 の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・「旭川市生徒指導研究協 議会」への参加 ・「旭川市生徒指導研究協 議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・旭川市生徒指導研究協 議会の内容についての運営 ・前期の取組についての点 検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間 の取組の検討
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)に関する学校 間の情報交流(授業参観等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)に関する学校 間の情報交流(授業参観等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導事例研修 ・児童理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高 める指導の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 ・ふれあい週間の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)に関する学校 間の情報交流(授業参観等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 ・「児童(生徒)アンケートや各 種調査結果の活用
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針 の学校HPでの公開 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関する情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針 の学校HPでの公開 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関する情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針 の学校HPでの公開 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関する情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい活動の推進 (通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい活動の推進 (通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい活動の推進 (通年)
						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・後期の重点的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・学年別の取組についての点検・評価 ・いじめ防止に関する学年集会の内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・1年間の取組についての点検・評価 ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 	
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○校下小中学校との連携 ・授業参観等 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○児童(生徒)に関する学校間の情報交流(授業参観等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○ふれあい時間②、保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○市教委いじめに関する実態調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年集会の実施 ・いじめ防止による取組 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○たんぽぽ集会の実施
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○市教委いじめアンケート調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○市教委いじめに関する実態調査③
	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の取組の状況等についての公表 ・参観日 等 		<ul style="list-style-type: none"> ○講演会への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況等についての公表 ・参観日 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に關わる協議